

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(株券の発行)</p> <p><u>第 6 条の 2</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>② 当社は、前項にかかわらず、本定款に定める単元株式数に満たない数の株式(以下、「<u>単元未満株式</u>」という。)に係る株券を発行しない。ただし、<u>株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</li> <li>2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</li> <li>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</li> </ol> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 11 条 当社の株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(削 る)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</li> <li>2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</li> <li>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</li> </ol> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 11 条 当社における株主権行使の<u>手続その他</u>株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>

(新 設)

附 則

第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削るものとする。